

AIA 下における実験ノートの有用性

2012年11月06日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

現行の先発明主義においては、たとえば、審査段階で本願クレーム発明と同一の先行技術の存在が明らかになった場合、実際の米国出願日ではなく発明日を証拠として先に発明したことを立証することが可能です。なお、米国は1994年12月2日に特許法第104条が改正され、WTO加盟国であればその発明活動を証拠として先発明を立証することができるようになりました。先発明を立証するための証拠として最も効果的なツールとして実験ノート (Laboratory Notebook) が知られ活用されています。

ところで、2011年9月16日に成立したAIA (America Invents Act) の規定の中で最も関心がもたれているものの一つが、「先願主義 (先発表主義)」への制度変更です (発効日：2013年3月16日)。

現行の先発明主義下では、先発明の決定は**インターフィアランス手続**により行われます。これに対し、先発表主義下では、米国改正特許法第135条に規定の『**冒認手続** (Derivation Proceedings)』によって真の発明者 (冒認出願か否か) が決定されます。

先願主義下の冒認手続において、実験ノートが依然として有用なツールとして機能することについて以下に説明します。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.